

ふくい創業サポート事業企画・運営業務 仕様書

この仕様書に示す内容は、業務の基本的事項を示すものであり、契約に際しては、提案の内容を踏まえて仕様を追記することとする。

1 委託業務名

ふくい創業サポート事業企画・運営業務（以下「サポート事業」という）

2 委託業務期間

令和8年 月 日から令和9年3月31日まで

3 委託料

17,826,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

4 委託業務の目的

県では、産業活性化を図るため、創業を目指す起業家に対し、成長段階に応じた適切な支援を継続的に行うことにより、新設法人（株式会社または合同会社）の設立および福井ベンチャーピッチへの登壇者の創出を図る。

5 支援対象者

福井県内で創業を目指す起業家や創業期の経営者（以下、「起業家等」という）

6 委託業務の内容

(1) 活動場所

常駐する活動拠点を設ける必要はない。ただし、起業家等への対面による伴走支援が常時可能な体制を構築すること。

(2) 「4 委託業務の目的」を達成するため、起業家等の発掘と起業家等の伴走支援を次の①～④のとおり実施すること。

① 起業家等の発掘

イベントや広報、他機関との連携活動等の計画を作成して、起業家等との接点を創出し、②から④に接続する起業家等を継続的に発掘すること。

- ・ 今後1年程度での創業を志向する者
- ・ 創業後概ね2年以内で事業の磨き上げを必要とする者

例)

ア セミナー・ワークショップを開催

イ 市町や商工会議所・商工会に対し本サポート事業の趣旨、参加方法、伴走体制を周知

- ウ 県内のビジネスアイデアコンテスト等のイベントに参加し起業家等を発掘
- エ 県内大学や高専との連携

②事業計画等の磨上げに関する定期的な面談（壁打ち会）の開催

- ア 壁打ち会の参加者を常時募集するとともに、①で発掘した起業家等を対象に、壁打ち会を毎月開催し、創業に向け起業家等のアイデアや事業計画について継続して磨き上げを行うこと。
- イ 壁打ち会は、（公財）ふくい産業支援センターの職員に加え、起業家等を支援するうえで、十分な創業や経営知識を有する者を1名以上配置して助言を行うこと。
- ウ 参加者は、初回参加時にプレゼンを行い、助言を受ける形式とする。2回目以降は、参加者がプレゼン形式または相談会形式を選択できるものとする。相談会形式の場合は、他の参加者のプレゼンや相談会を聴講することも可能とすること。
- エ 壁打ち会は1年を通して12回以上開催すること。
- オ 壁打ち会は、越乃バレーでの対面を原則とするが、天候不良等の状況に応じて、オンラインも可能とする。
- カ 壁打ち会は半日（3～4時間程度）で完結する内容とすること。
- キ 参加者の参加費用は無料とすること（懇親会等を開催する場合や旅費は除く）。

③事業計画の磨き上げを集中的に行うプログラムの開催

- 壁打ち会の参加者のほか、具体的なビジネスアイデアを持つ起業家等を対象に、事業計画の磨き上げを集中的に行うプログラムを年2回実施すること。
- ア 先輩起業家との意見交換やワークショップ、参加者同士の交流会を行うなど、具体的な事業計画を持つことができる7日程度のプログラム（実施期間は問わないが、委託期間中に終了すること）とすること。
- イ 作成した事業計画をプレゼンする機会を設けることとし、プログラム参加名中または参加後の磨き上げには②壁打ち会を活用すること。
- ウ 発表は原則、越乃バレーを活用すること。
- エ 参加者の費用は無料とすること（懇親会等を開催する場合や旅費は除く）。

④その他の伴走対応

②の壁打ち会および③の事業計画の磨き上げを集中的に行うプログラムに加え、課題抽出・整理や関係者とのマッチング、助成金の獲得など起業家等の求めに応じて個別の課題解決に向けた起業家の行動に繋がる継続的かつ能動的な支援を行うこと。また、起業家等同士のつながりを強化する交流会を開催すること。なお、②の壁打ち会および③の事業計画の磨き上げを集中的に行うプログラムについては常時受入れられる体制とすること。

- ア 次の相談は、ふくい産業支援センターの相談窓口の活用を検討すること。

例)

- i 創業に係る手続きの助言

- ii 営業許可や法規制に関する助言
- iii 無料クラウドサービスの活用の助言
- iv 就業規則作成に関する助言
- v 獲得できそうな補助金の助言
- vi 参加できそうなビジコンの助言
- vii 事業計画や資金繰り（公庫の案内）の助言
- viii 経営進捗への助言

イ 事業計画については中小企業診断士も活用して磨き上げを行っていくこととし、ふくい産業支援センターの中小企業診断士を活用することもできる。これについては、相談対応の方法について、ふくい産業支援センターと連携・協議を行うこと。

(3) 支援目標

業務を実施する上で、次のとおり目標とすること

- ア ②の壁打ち会の各回の参加人数は10名程度とすること。
- イ ③の事業計画の磨き上げを集中的に行うプログラムの参加者は各回15名程度とすること。
- ウ 福井ベンチャーピッチ選考会登壇候補となるような起業家等を出すこと。
- エ 10社程度の新たな法人を創出すること。

7 独自提案事項（任意）

- ・本業務の目的を達成するために効果があると考えられる独自の取組み（集中プログラム、起業キャンプ等）がある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、独自提案事項も含めて委託料の上限額の範囲内とする。

8 スケジュールについて

スケジュールについては、受託者からの提案をもとに、県と協議の上確定することとするが、県としては開始までのスケジュールは以下を想定している。

・スケジュール(案)

令和 8年	4月上旬	契約締結
	4月中旬	事業開始

9 業務の報告

- ・業務の進捗、支援対象者の状況等について定期的に共有すること。
- ・業務終了後、速やかに全体の実施報告書を提出すること。
- ・(2) ②③④の参加者および人数を取りまとめること。また、今後の政策に反映できるよう、参加者がふくい創業サポート事業の情報を入手した媒体や伴走支援の課題をまとめること。
- ・本事業中もしくは終了後の、株式会社または合同会社設立の状況を把握し、当該者のリスト

を作成すること。

- ・業務終了後、成果目標の達成状況を検証し、書面により県に報告を行うこと。具体的な報告内容については、県と協議の上、決定するものとする。
- ・その他、県の指示に応じて、関係資料を提出すること。

10 その他

- ・受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・実施体制について、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと
- ・事業運営中に、参加者の声や要望に合わせて適宜企画内容の変更をすること。ただし変更の際は、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること
- ・育成した起業家等の事業後の成長支援は、受託者や受託者の関係する企業・投資家等に限りなく、ふくい産業支援センターや県内外の企業・投資家等を紹介するなど広がりのあるものとする。
- ・越乃バレーのフリースペース（イベントスペース）の利用単価は5,500円（税込み）／1時間となる。今回この単価で算出した越乃バレーの利用経費も上限額に含むこと。

11 ふくい創業サポート事業の位置づけ

公益財団法人ふくい産業支援センターでは、福井県内からベンチャー起業家を発掘・育成するため、ふくいベンチャー創出プロジェクト（福井ベンチャーピッチ（昨年は10月29日 アオッサにて開催）や専門家によるメンタリング等）を実施している。

このサポート事業は、県内の潜在起業家を発掘し事業計画の磨き上げ等の支援を通じて、ふくいベンチャー創出プロジェクト、特に福井ベンチャーピッチへ成長意欲の高い起業家を送り出すことを目的の一つとしているため、公益財団法人ふくい産業支援センターと緊密に連携する仕様としている。別添「ふくい創業サポート事業の位置づけイメージ図」参照